

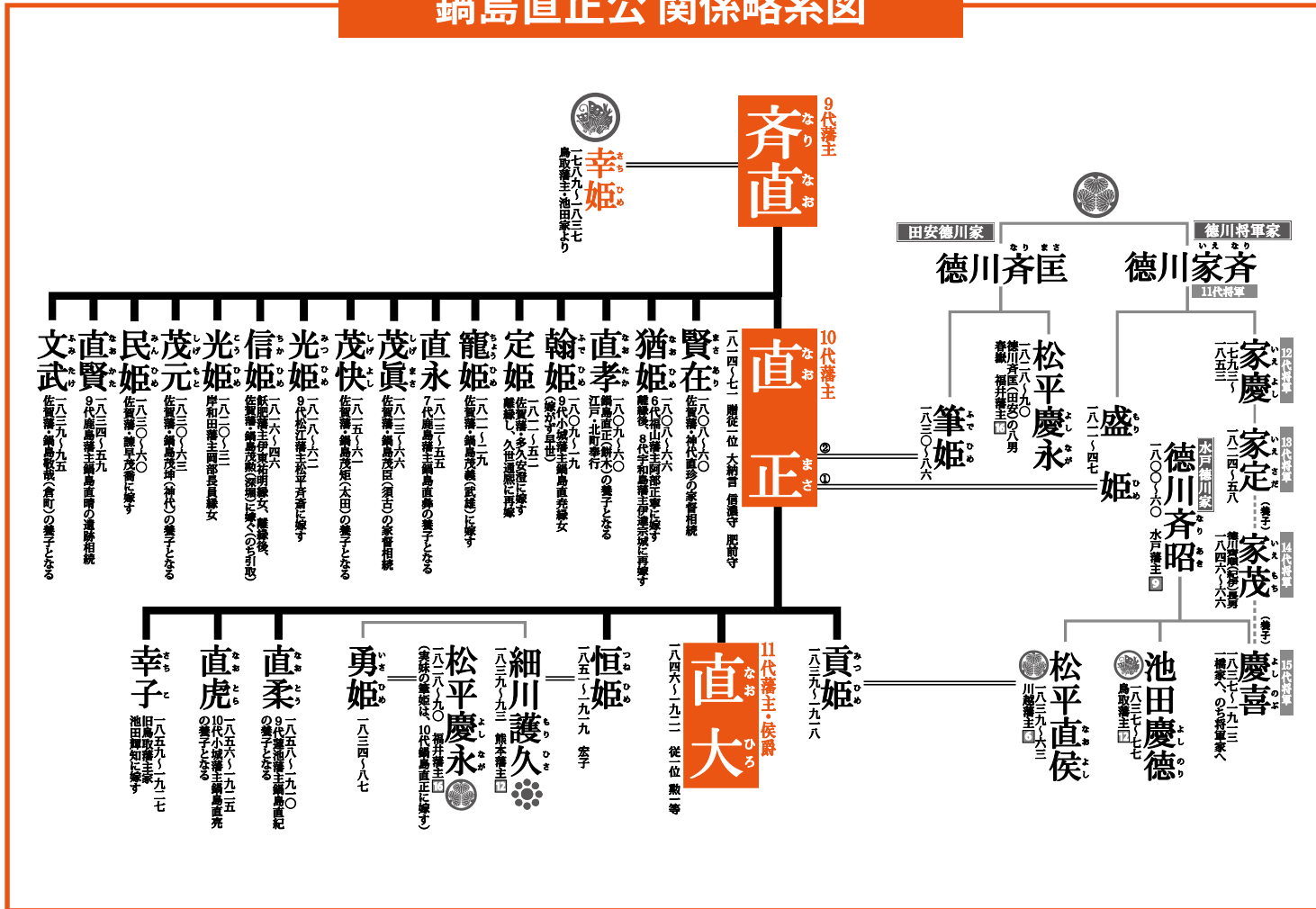


※文字史料は、適宜送り仮名や句読点を補うなど
読み下しの便宜を図った箇所があります。

歴史の魅力

鍋島直正公が大切にしたもの

鍋島直正公 関係略系図




鍋島 直正
なべしま なおまさ

1814年 江戸桜田上屋敷にて誕生(母:幸姫)
1830年 10代佐賀藩主となる
1861年 隠居/直大が11代藩主となる
1869年 大納言となる
1871年 東京永田町鍋島邸にて逝去

鍋島直正肖像写真 公益財団法人鍋島報効会所蔵

No.1 藩にとって大切なのは誰か
「鍋島夏雲内密手控」
天保3年(1832)5月条
公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋023-53)

天保3年(1832)
…(前略)…(直正公の)御意に、これまで御兄弟様方への御仕成り、未だ御言葉も分かりたまわぬ御幼年の御方も、御長年の御方も、同じ御仕成りにて甚だ如何敷。惣ては、**自然の節、御馬前に命を部る御家中をこそ専一に□たまわで叶わざるの処、却って御家中御扶助などは余所に成したまい、御兄弟様方には右の通り御幼年様までも同じ御仕成りと申す義、如何にも不釣合の事共、この度の御仕組にては右様の処も吟味仰せ付けらるべき由、御意成りき。**…(下略)…

No 2

藩士が病没した時の心境

「有馬頼永宛て鍋島直正書簡」
〔弘化2年(1845)8月〕
中村郁一『鍋島閑叟』(平井奎文館、大正6年)所収

弘化2年(1845)

…(前略)… 僕随一の家来永山十兵衛(徳夫)事、御存じの通り大病の如、終に養生相叶わず、先月晦物故致し、僕において実に悲歎残念申し尽くしがたく、涕泗横流、誠に十方に暮れ居り申し候。御推量下さるべく候。これより右申し上げ候も如何に候得共、僕功業も前に比べ候は進歩致す間敷、右は閣賢師友と存じ候如、前文の通り返す返すも残念なる事共に御座候。…(中略)… 右申し上げ候も如何に存じ候得共、浅からぬ御懇意故、一寸申し上げ候。僕心中御推察下さるべく候。賢師友は得難きもの、御互いに**人才**は有り兼ね候。能く能く心を尽くし候て育て候はでは成らざるものと考えられ候。この間、一子を亡くし候。是も悲しみを致し候へども、一時の事故なり。徳夫の如きは千古の遺憾に御座候。徳夫々々、嗚呼悲しき哉。申し上げたき心事御座候へども、涕泗交わり下り、援筆すること能わず閣筆仕り候。万他日を期し申し上げ候。不二。

No 5

人材はどのように確保するか

「直正公譜」天保2年(1831)9月18日条
公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋113-38)
『佐賀県近世史料』第1編第11巻、佐賀県立図書館、平成15年

天保2年(1831)

弘道館成りなされ、頭人さてまた当役へ御直に左の通り御含め遊ばさる。…(中略)… 諸役人柄の**撰挙**、尤も肝要の事に候。一体、文武の**修業**を柱礎とし、それより**官途**に相勧め候通りにこれ無くては、たとい天性伶俐の者たりとも、孰れ文武練磨致さず候ては、事理に疎く治国安民の道は申すに及ばず、一官一事の義も邪欲偏見に流れ易く、**实用**相立たざる事に候。なかんずく少年の輩、文武の稽古は大形に差し置き、官途奔競の風俗などこれ有り候ては宜しからざる事に候 …(下略)…

No 7

直正公が粗食をする理由

「直正公譜」天保3年(1832)6月11日条
公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋113-38)
『佐賀県近世史料』第1編第11巻、佐賀県立図書館、平成15年

天保3年(1832)

…(前略)… 入国以来、仕組み等相立て候得共、未だ一步の明りも見え申さず。その上、近年の凶作にて、百姓共甚だ難儀の由承り及び、古人も**民は国の本**と言える如く、**民なくては実に国家一日も立ち行き申さざること眼前**に候 …(中略)… 窮民を救い鰥寡孤独の**憂いこれ無きよう**専一に候事。…(中略)…
飲食の事、我等幼少より**奢美**に致し候得共、この節よりは、朝食は汁・香の物二品に限り、昼食は平と香ノ物二品に限り、平これ無き節は皿魚、夜食は味噌・塩にてよろしく …(中略)…
…かりにもし美味佳肴これ有ると雖も、前条申す通り、**民の艱苦にては咽に下り申さざる事に候。**

No 3

人材配置の考え方

「古川松根筆記」江戸時代末期
公益財団法人鍋島報効会所蔵
(鍋109-7)

いまだ御いとけなかりしほど、御物語のついでに、人を遣わんには、**それぞれの任あるべし**。何わざにても取り捨つべからず。いづれその得たる方の**相応しき役**に遣わんこそ、物の用には立つべけれなどぞのたまひし。

No 4

適材適所の人材選びの一例

「直正公譜」天保3年(1832)7月13日条
公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋113-38)
『佐賀県近世史料』第1編第11巻、佐賀県立図書館、平成15年

天保3年(1832)

御備立役・御山方役人柄の儀、**格別相撰び候よう**仰せ出さる。右につき御沙汰の旨、左の通り。
一、…(中略)… 御備立役の儀 …(中略)… 生来兵学など心懸け厚く、**機発も尖成人柄**相撰び、御聴に達し候よう。
一、御山方の儀、専ら**御国益**を生み候役筋、別て役人の得手・不得手に依るべく候。眼前の小利に相泥み、後害を慮らざる体にては宜しからず候。総じて物産方など能く水土の形勢を考え、仕立て手入れの致しよう、それぞれ綿密に工夫を用い、永末無尽蔵の御国益相納め候ようこれ無くて相叶わず候。右等の筋、生得の数寄にて様々自分にも試し致し、**成功を楽しみ候体の人柄**、右同断。

No 6

藩主1年目の決意表明

「直正公譜」天保元年(1830)9月13日条
公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋113-38)
『佐賀県近世史料』第1編第11巻、佐賀県立図書館、平成15年

天保元年(1830)

左の役々召しなされ上意これ有り。…(中略)…
我等儀、当春家督相続、誠に以て有難き事に候。然る上は、**神祖**(藩祖・直茂)の御盛徳、**泰盛院殿**(初代藩主・勝茂)御請け継がれ、政事の法則相伝え置かれ候条々相守り、國中安穩に治まるべき儀改めて申すこと能わず。…(中略)… **勿論、身許の儀は格別に減略し、如何ようの儀たりとも覚悟の事に候得ば、何れもなおまた憤発一致、身命を抛ち職分を尽くすべき儀**この時に候。…(中略)… **神祖以来の家法**を貫き、是非ともこのたび国家興隆の仕組み全く行き届き候よう…(中略)… **一統質素儉約**を専らとし、早く**四民安堵の時節**を得候よう、なおまた忠勤を励むべきものなり。

No 8

着衣については…

「鍋島夏雲内密手控」
天保6年(1835)項
公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋023-53)

天保6年(1835)

今度御参府御道中、且つ御在府中も**御綿服**召したまわん。惣て、御上召しのみ**木綿**にて覆われんは本意なく思いたまうにつき、**御下召しにも木綿**召したまうべき由仰せ出されけり。

No.9

質素儉約が他藩にも轟く

「西肥聞書」天保12年(1841)頃成立
公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋300-11)
参照:生馬寛信・串間聖剛「翻刻資料 佐賀県立図書館所蔵『佐賀紀聞』」
『佐賀大学文化教育学部研究論文集』第13集第1号、平成20年

…(前略)… **君侯、御自身の衣食をしぼり候て、士民を御救い成らる思召しに御坐候。**平生衣服・飲食など如何にも儉薄にて平人に易わり申さず候。それゆえ御勝手も追々御仕直りに相成り申候。**民救い**行き届かせられ候。

No.11

直正公が目指した佐賀藩

「直正公譜」天保13年(1842)6月16日条
公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋113-38)
『佐賀県近世史料』第1編第11巻、佐賀県立図書館、平成15年

天保13年(1842)

…(前略)…かくの通りにては御代々様は申しあぐるあたわず、**家中ならびに領民等**に對し候ても**恥じ入る次第**に候。これに依り、今般諸向き改正せしめ、御先祖様方御治国の御趣意に本つき、**上下内外一体に融貫致し、憂は偕に憂ひ、楽は偕に楽み、領内一統分願を得、国家永久の基い相立ち候様**にと思慮せしめ候…(後略)…



鍋島直正公御実歴一百図
昭和8年、公益財団法人鍋島報効会所蔵

No.14

長崎警備とのバランス

「鍋島夏雲内密手控」
天保9年(1838)5月条
公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋023-53)

天保9年(1838)

五月、**組調練**見たまうべき由仰せ出されしかど、当時**農業専要の折柄**と申し、**流行病**共にて看病などの義もこれ有り。殊には昨年以来人力の費え少なからず、追々**巡見使**通行につきても**道掃除**そのほかの義もこれ有り。第一**炎天**の砌にもこれ有る旁、**差し延べたまい度**申上げに相成りし処、**炎天中**や**農業の振合い**、または**流行病**体の事も素より御存じあらせたまいしかど、**長崎御役**先ず**持ち居たまう上**は、御家中としては**常住在陣の覚悟**にて**炎天極寒**にも**氣體**を練り、いそがしき中にも**出張の仕組**、兼ねて**調練**いたさずしては、**自然の節**实用に相成らず。御自らは専ら向々の事を思しける故、この節見たまうべしとのたまいきり。然しながら、**巡見使**につき掃除そのほか**手当**向きの義は左もこれ有るべき旨にて、**一先ず延べたまいけり**。

No.10

領民の病への対応

「西肥聞書」天保12年(1841)頃成立
公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋300-11)
参照:生馬寛信・串間聖剛「翻刻資料 佐賀県立図書館所蔵『佐賀紀聞』」
『佐賀大学文化教育学部研究論文集』第13集第1号、平成20年

天保12年(1841)頃

都て**民の病**をば深く御憐み成られ、厚く御世話これ有り。その一事、誠に行き届き候事にて、庚子(天保11年)の秋、助済隈(中津隈)村人の話に、**当村の百姓病**氣にて**打ち臥せ候**処、早速仰せ付けられ候て、先ず当時の**薬料**として**錢**表費文下さし置かれ、その者の**田地**は**近辺の者**より**助耕**し申すべく候。庄屋看病または耕作など諸事気を付け申すべき旨、委細仰せ聞かれ候。**君侯の民を相恤**まれ候事、この一事にても**推量**致され候事。



古写真 水ヶ江御茶屋
『鍋島直正公傳』侯爵鍋島家編纂所、大正9年

No.12

直正公の別荘の造営時に…

「直正公譜」天保6年(1835)2月29日条
公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋113-38)
『佐賀県近世史料』第1編第11巻、佐賀県立図書館、平成15年

天保6年(1835)

今般**水ヶ江御茶屋**相建てらるにつき、**郷々**より**七千人程**献夫相願ひ候趣聞し召され、至て神妙に思召され候。然しながら、**御城郭**の御普請、または**重立ち候神社**の御造営などは格別、**御茶屋**御取り建て等は右に見合い難し。当時、なかなづく**農業専要の時節**、数千人差しはずし候通りにては相叶う間敷につき、その通りには仰せ付けられ難き旨仰せ出さる。但し、前断の末、外向きより郷々の割合、聊かずつ相当て、**農業の支えに相成らざる旨**を以て今また願ひ出候につき、御請け成られ候よう上聞に達す。

No.13

佐賀城本丸の造営時に…

「直正公譜」天保7年(1836)正月19日条
公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋113-38)
『佐賀県近世史料』第1編第11巻、佐賀県立図書館、平成15年

天保7年(1836)

(佐賀城本丸の)御普請につきては、**夫丸大勢**入用これ有るべし。然る処、最早、**田地**鋤起こしそのほか**農務専要の時節**に候間、**なるだけ**出夫相減らし**漸々**召し仕え候よう、御普請方としてその心得これ有り候よう仰せ出され候…(下略)…

No.15

長崎警備と日常の暮らし

「鍋島夏雲内密手控」
弘化2年(1845)頃
公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋023-53)

弘化2年(1845)

長崎表の義、昨年来の様子を以ては、これ以後節々異船渡来致すべき処、その時々爰元より御人数出したまひては御領中の騒ぎは申すに及ばず、耕作なども自然と取り荒らし申すべく、第一御入用も少なからざる旁につきては一課の御物入りはありとも御台場ヶ所増したまひ、大貫目の石火矢数十挺備えつけたまひ、三五艘の船は何時も打ち挫きの御手配なしたまうべき旨御治定なしたまえり。



藩祖 鍋島直茂

なべしま なおしげ

天文7年 本庄館にて誕生
天正18年 従五位下加賀守となる
元和4年 逝去
安永元年 日峯社に祀られる

鍋島直茂像 公益財団法人鍋島報効会所蔵

No.17 藩祖直茂公が遺した言葉

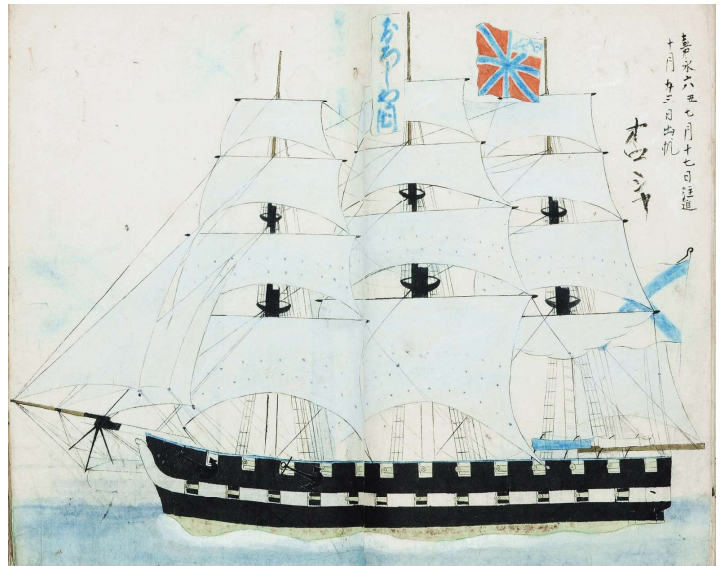
「直茂公譜考補」
公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋113-14)
『佐賀県近世史料』第1編第1巻、佐賀県立図書館、平成5年

公(直茂公)御病重らせらる節、宿老中会談これ有り。加州様今度御本復なきにおいては、国家の儀、我われ了簡にて計り難き事これ有るべし。御存生の内に差し立ちたる儀を御尋ね仕置くべき由にて、書付を以て申し上げらる。…(中略)…
一国家治め様の事は、家の古法を守り、上下和合して民百姓に至るまで、真実に一味同心する時は、国亡びず、家長久と存ぜらるべく候。末々必ず利口なり者出来、新儀を以て法を破るべし。各油断有るべからず。…(下略)…

No.19 直茂公の教訓21カ条

「御壁書二十一ヶ条其外」
公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋063-1)
『佐賀県近世史料』第8編第3巻、佐賀県立図書館、平成19年

一、人間は下程骨折り候事、能く知るべし



ロシア軍艦 パルラダ号(嘉永6年7月17日注進)
「白帆注進外国船出入注進」 公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋252-56)

No.16 ロシア船来航時に百姓が…

「直正公譜」嘉永6年(1853)9月24日条
公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋113-38)
『佐賀県近世史料』第1編第11巻、佐賀県立図書館、平成15年

嘉永6年(1853)9月24日

神埼下郷大島村百姓卯十儀、当年八十二歳に罷り成り、別て壮健の者にて耕作方相部り、右の際々草鞋作り立て居り候処、先般長崎表異船渡来につき、折柄御入用御座あるべき哉と恐察し奉り、右草鞋千足献上仕りたき段、その筋より相達し候、右は極老の者、前断の次第、稀なる志厚く神妙の者につき、御請け方成られ御座あるべき哉と伺い奉り候。

No.18 山本常朝の意見

「乍恐書置之覚」 山本常朝筆 正徳4年(1714)
公益財団法人鍋島報効会所蔵
『佐賀県近世史料』第8編第1巻、佐賀県立図書館、平成17年

正徳4年(1714) 山本常朝から鍋島宗茂へ

御譜代の御家にて御座候へば、侍は申すに及ばず、百姓・町人などまで御憐愍、御手足のように思召さるべき御事に候。地方の強き御国にて、下々はなお以て御上を大切に存じ奉り、大變の時節に到り候ても脇目もふり申す覚悟にて御座無く候。ヶ様に已下まで一味同心仕りたる御家中、日本国中に並み御座有る間敷く存じ奉り候。

〈関連図書のご案内〉

徴古館の
図録

郵送での
ご注文も
承ります
(別途送料)



徴古館図録
『幕末佐賀の家老たち』

500円(税込)



徴古館図録
『藩祖鍋島直茂公と日峯社』

500円(税込)